

2/22(土)
スタート

坂の上の雲ミュージアム 第14回企画展テーマ展示

『坂の上の雲』のひとびと



坂の上の雲ミュージアムでは、毎年新たなテーマで企画展を開催しています。
2月22日(土)からは、新企画展『坂の上の雲』のひとびと」がスタートします。皆さんぜひご来館ください。



日時 2月22日(土)～令和3年2月14日(日)▶開館時間=9時～18時30分(入館は18時まで)▶月曜日休館(休日の場合は開館)

内容 今回の企画展は小説『坂の上の雲』の登場人物にスポットをあてます。公私にわたり正岡子規を支えた陸羯南、日本海海戦を勝利に導いた東郷平八郎、日露戦争の講和に尽力した小村寿太郎

など、明治という新時代を担った人々を紹介し、令和の時代を歩み始めた現代人に「メッセージ」を送ります。

料金 一般400円、高齢者(65歳以上)・高校生200円、中学生以下無料
※一般用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

坂の上の雲ミュージアムの企画展開催準備のため、2月14日(金)～16日(日)・18日(火)～21日(金)は、2階部分(入場無料)のみ開館します。※2月17日(月)は休館

第14回企画展の記念講演

【第1回】

日時 3月8日(日)14時～15時30分

講師 松本 久美子さん
(周南市美術博物館学芸員)

演題 「ふるさと徳山からみた児玉源太郎
—明治日本の進路を託された男—」

【第2回】

日時 3月20日(金・祝)14時～15時30分

講師 高木 宏治さん
(陸羯南研究会主筆、筑波大学非常勤講師)

演題 『坂の上の雲』と陸羯南

〈共通事項〉

場所 坂の上の雲ミュージアム2階ホール

定員 各70人(事前申込制、先着順)

料金 無料

申し込み 電話またはeメールで、受講回(第1回、第2回、両方)、住所、氏名、連絡先を坂の上の雲ミュージアム事務所 ☎915-2600・FAX915-3600・✉saka-museum@city.matsuyama.ehime.jpへ

※参加者全員に記念品を贈呈。また、抽選で各講演5人ずつ計10人に第14回企画展の展示図録を贈呈

☎坂の上の雲ミュージアム ☎915-2600・FAX915-3600

もうすぐ
全面施行!

健康増進法の改正に伴う

受動喫煙防止対策

令和元年7月から、病院や学校、行政機関などで原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして、4月1日からは、飲食店やオフィス・事業所などでも原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた「健康増進法の一部を改正する法律(以下、改正法)」が全面施行されます。

受動喫煙防止のための新ルールは?

改正法のポイント

改正法は、受動喫煙の防止を目的として、多くの人々が利用する施設は、一定の場所を除き喫煙を禁止し、施設の管理者がとるべき措置などを定めています。

改正法のポイントは、(1)「望まない受動喫煙」をなくす(2)受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者などに特に配慮する(3)施設の類型・場所ごとに対策を実施する、以上の3つです。この改正法により、受動喫煙を防ぐ取り組みが「マナー」から「ルール」へと変わり、平成31年1月24日から段階的に施行されています。

そして、4月1日からは、改正法が全面施行されるため、事務所や工場、飲食店、娯楽施設などの多くの施設が原則屋内禁煙となります。新しいルールを守って、望まない受動喫煙が生じることがないようにしましょう。



多くの施設で
原則屋内禁煙



20歳未満は
喫煙エリアへの立入禁止



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要



喫煙室には
標識の掲示が義務付け

屋内で喫煙できる「喫煙室」は?

①喫煙室の種類

屋内に設置できる喫煙室には、喫煙できるタバコの種類(紙巻きたばこや加熱式たばこ)や喫煙室内で飲食できるのか、といった条件によって、いくつかの種類に分かれています。

喫煙をする際は、定められた場所で、ルールを守りましょう。

②標識の掲示義務

屋内で喫煙できるのは、喫煙室を設置している施設のみになります。また、屋内に喫煙室がある施設は、施設の出入口となる場所と喫煙室の出入口に、標識を掲示することが義務付けられます。施設を利用する際は、標識の有無や掲示内容を確認するようにしましょう。

※屋内を全面禁煙とする場合は、禁煙の標識を掲示する義務はありません

※改正法の詳細な内容や受動喫煙防止対策に関することは、市ホームページをご確認ください



(市ホームページ)



店舗出入口の標識

〈標識の一例〉



喫煙室出入口の標識

☎健康づくり推進課 ☎911-1855・FAX925-0230